

草間地区体育館 利用料金表

個人利用料

区分	金額	
	平日	日曜、土曜及び休日
児童・生徒	1日につき100円	1日につき150円
一般	1日につき200円	1日につき300円

※休日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

※児童・生徒とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学する児童又は生徒をいう。

※一般とは、児童・生徒以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。

専用利用料

		昼間			夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
スポーツ	平日	2,870円	4,470円	7,340円	5,900円	13,240円
	日曜、土曜及び休日	3,810円	5,940円	9,750円	7,840円	17,590円
その他	平日	5,740円	8,940円	14,680円	11,800円	26,480円
	日曜、土曜及び休日	7,630円	11,890円	19,520円	15,690円	35,210円

1. 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

2. 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

3. この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

4. 地区体育館の一部を専用利用する場合の利用料金は利用の割合に応じた額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げる。）とする。

5. 昼間、電灯を利用した場合は、1時間につき100円を徴収する。

6. 放送設備を利用した場合は、1時間につき580円を徴収する。

問い合わせ先： 草間地区体育館

電話： 0532-48-4545

FAX番号： 0532-48-4545